

## 2014年度夏学期・通年 演習概略

### 《 注 意 事 項 》

- (1) 申し込みは、1人1演習に限る。(通年の演習に許可された場合は、冬学期の演習には申し込めない。)
- (2) 期間経過後及び教員に直接申し込んだ場合は、受理しない。
- (3) 申込書は、楷書で丁寧に記入すること。鉛筆書きは不可。
- (4) 法学部の学生は教務係窓口右側のポストに提出すること。  
他学部・他研究科の学生は教務係窓口に提出すること。

申し込み期間： 4月 1日(火)～ 4月 4日(金) 午後1時迄  
許可者発表： 4月 7日(月)～ 4月10日(木)  
追加申し込み期間： 4月11日(金)・ 4月14日(月) 午後1時迄  
追加許可者発表： 4月15日(火)・ 4月16日(水)

講義内容は、2014(平成26年)3月19日現在でUT-mateに登録されている各演習のシラバスから主に「授業の目標・概要」「授業計画」「授業の方法」「成績評価方法」「教科書」「参考書」「履修上の注意」部分を掲載したものである。最新の情報はUT-mateで必ず確認すること。

時間割 コード	011401S	題目	政策決定過程の憲法的統制			
担当教員	日比野 勤 教授		曜限	金・5	教室	B2演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  わがくにの政策決定過程の現実を知るとともに、現実を踏まえた上で、その憲法的統制のありようを考える。</p> <p><b>【授業計画】</b>  Mike Masato Mochizuki : Managing and influencing the Japanese legislative process. The role of parties and the National Diet, 1982 を、その後のデータを補いつつ講読するとともに、わがくにの政策決定過程の現実を分析した代表的邦語論文を抄読する。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  授業計画を参照。各回、原則として、欧語文献を1章、邦語文献を1本ずつ読み進める。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点とレポート（わがくにの政策決定過程のケース・スタディ）の提出による。</p> <p><b>【教科書】</b>  複写・配布する。</p> <p><b>【参考書】</b>  主要文献リストを配布する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p>						

時間割 コード	011402S	題目	グローバル証券市場法			
担当教員	神田 秀樹 教授		曜限	月・5	教室	Y505演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 日本の金融・証券市場に関する法的諸問題や政策的課題について英語で議論する。可能であれば、諸外国との比較も試みる。</p> <p><b>【授業計画】</b> 各回の具体的な予定は参加者が決定した第1回目以降に参加者と相談して決定する。主なトピックとしては、日本の金融制度と証券市場、日本の証券法制、日本の上場会社法制、日本の上場会社の企業統治、日本とアメリカとの比較、日本とヨーロッパとの比較、世界金融危機後の法制、アベノミックスと金融・証券法制などを考えている。</p> <p><b>【授業の方法】</b> 演習形式</p> <p><b>【成績評価方法】</b> レポート等による。</p> <p><b>【教科書】</b> 資料を作成して配布する。</p> <p><b>【参考書】</b> 資料を作成して配布する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> とくになし。</p>						

時間割 コード	011403S	題目	ドイツの憲法判例を読む			
担当教員	海老原 明夫 教授		曜限	月・4	教室	B3演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  ドイツ連邦憲法裁判所は、家族法に関して多くの判決を下し、言うなれば家族法の発展をリードしてきた。今回は、家族法と憲法との関連する問題領域の判決を取り上げたい。</p> <p><b>【授業計画】</b>  連邦憲法裁判所の判例を厳密に読み進んでいく。  参加者のドイツ語読解力に応じて進み方は異なるであろうが、参加者全員がテキストの内容について十分に得心できるような速度を心がける。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  ドイツ語の法的議論の正確な読解力を養う訓練を兼ねて授業を進めるので、あらかじめ担当部分を割り当てて報告してもらうのではなくて、その場で割り当てた部分を読んで訳してもらうかたちで授業を進める。  ドイツ語の基本的な文法知識はあらかじめ有していることが前提であるが、それ以上は毎週の努力次第である。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点による。</p> <p><b>【教科書】</b>  教材の判決は配布する。</p> <p><b>【参考書】</b>  判決の理解に必要な条文はその都度配布するが、ドイツ連邦共和国基本法の収められた「世界憲法集」(何種類かあるので演習の際に紹介する)を備えておくと、理解の助けになるかもしれない。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  ドイツ語が読めること、あるいは読む意欲のあることが参加の条件である。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。  (<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照)。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011404S	題目	現代法哲学の基本問題（12）			
担当教員	井上 達夫 教授	曜限	火・5	教室	B4演習室	

**【授業の目標・概要】**

法哲学・法理論はこれまで、立法過程を特殊利害が角逐する権力ゲームの場とみなしてこれを実証政治学的分析に委ね、原理に基づく理性的な議論の場とみなされた司法に関心を集中する傾向が強かった。この傾向は違憲審査制をもつ立憲民主主義体制において特に顕著である。しかし、近年、規範的法実証主義の台頭などを契機として、違憲審査制に対する懐疑・批判と民主的立法の復権要求が高まるとともに、従来の司法中心主義を反省し、立法の質と正統性を高めるような立法システムの規範的再構築に向けて法哲学・法理論の革新を図る学問運動が活性化している。本演習では立憲民主主義体制における立法システムの規範的再構築の問題に関する海外の有力な法哲学者・法理論家・政治哲学者の諸論考を検討し、我が国における立法学の再編に関わる文献も参照しつつ、立法の質と正統性の法哲学的基礎について原理的な考察を行うとともに、適切な立法システムの制度構想、さらに民主的立法に対する違憲審査制の意義と限界についても検討する。

**【授業計画】**

英文教材が収める28本の論文について、原則、毎回2本ずつ検討する。論文1本につき受講者1人が分担し、毎回、2人ずつ、担当論文を要約した上で論評する報告を行い、それを踏まえて受講者全員で討議する。日本語参考文献の関連論文も討議の基礎資料として適宜併せて参照する。授業初回に、本演習の主題となる問題状況・理論状況について概説する。

**【授業の方法】**

演習形式（授業計画参照）

**【成績評価方法】**

分担した報告とレポートの評価による。

**【教科書】**

Richard Bauman and Tsvi Kahana (eds.), *The Least Examined Branch: The Role of Legislatures in the Constitutional State*, Cambridge U. P., 2006.

**【参考書】**

参考文献：井上達夫・西原博史・井田良・松原芳博編『立法学のフロンティア』全三巻、ナカニシヤ出版、2014年5月刊行予定

**【履修上の注意・その他】**

英文教材は授業初回に複写物を配布する。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。  
(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照)。  
履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011405S	題目	アメリカの裁判官			
担当教員	柿嶋 美子 教授	曜限	火・5	教室	A5演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  ピューリッツァー賞を受賞した、Linda Greenhouse の Becoming Justice Blackmun(2005)を講読する。1970年から1994年まで、アメリカ合衆国最高裁裁判官を務めた Harry Andrew Blackmun は、1999年90歳で亡くなった際、5年後の公開を指示して、膨大な量のその生涯に渡る私的公的文書（1,585箱に納められた、幼年時代の日記、数々の私信、裁判所内部で用いられた数々の書類、判決意見の素案等を含む50万点を数える文書）を国会図書館に寄贈した。本書は、優れた司法記者として、数々の賞を受賞した Greenhouse が、この資料をもとに執筆した、こうした資料なくしては知り得ない、アメリカの裁判所のあり方を描いた好著である。この書は、裁判所が社会的に大きな役割を果たしているという意味において、司法国家とも呼ぶべきアメリカの裁判所のあり方を学ぶことを通じて、司法とは何か、裁判とは如何なるものなのか、あるいは如何なるものでありうるのかを教えてくれるだけでなく、一人の人間にスポットを当てることで、人間と社会と法＝正義との関係を深く考察する道を拓いてくれる書でもある。また、優れた司法ジャーナリズムのあり方を身を以て示す書でもある。</p> <p>なお、Blackmun の書いた最も著名な判決意見は、女性の妊娠中絶権を憲法上の権利として認めた Roe v. Wade である。</p>						
<p><b>【授業計画】</b>  上記教材を、担当を決め、講読する。</p>						
<p><b>【授業の方法】</b>  担当者の、担当箇所の報告を受け、ディスカッションを行う。</p>						
<p><b>【成績評価方法】</b>  平常点</p>						
<p><b>【教科書】</b>  授業概要を参照</p>						
<p><b>【参考書】</b></p>						
<p><b>【履修上の注意・その他】</b>  他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。（<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011406S	題目	国際法判例研究			
担当教員	岩澤 雄司 教授	曜限	月・5	教室	A4演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  国際司法裁判所の判例の研究を行う。日本が初めて当事者となった南氷洋捕鯨事件（豪州対日本）の判決が2014年3月31日に下される。半分くらいの講義時間を使って、同判決の研究を行う。担当教員は、同事件に日本側補佐人として関わった。残りの時間を使って、その他の国際司法裁判所の判例研究を行う。</p> <p><b>【授業計画】</b>  まず捕鯨事件判決の研究を行う。その後、残された時間で、その他の国際司法裁判所の判例研究を行う。なるべく最近の判決をとりあげる。取り上げる判決の候補は、初回講義の際に提示する。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  演習。報告者を割り当てる。  捕鯨事件判決は、個別意見も含め、全体を精読する。その他の判決は、報告者の判決の要約に基づき、皆で議論する。  報告者は、判決（捕鯨事件の場合はその1部）を要約し考察を加える。捕鯨事件判決以外の判決については、報告者は個別意見にも目を通す。  報告者以外の参加者も、必ず教材を読んできたうえで積極的に討論に参加すること。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点・レポート等による</p> <p><b>【教科書】</b>  捕鯨事件判決は、判決それ自体を教材とする（個別意見含む、英文）。  その他の判例は、最近の判決をとりあげる場合は、国際司法裁判所が出す Summary を基本教材とする。判決に関する Press Release や判決それ自体は、参考教材とする（いずれも英文）。判決の邦語評釈がある場合は、それを教材とする。波多野里望＝廣部和也（編）『国際司法裁判所：判決と意見——第3巻（1994-2004年）』（国際書院、2007）、国際司法裁判所判例研究会「判例研究・国際司法裁判所」国際法外交雑誌など。その場合、Summary は参考教材とする。</p> <p><b>【参考書】</b>  大隅清治『クジラと日本人』（岩波新書、2003）  小松正之『よくわかるクジラ論争——捕鯨の未来をひらく』（成山堂、2005）  波多野里望＝廣部和也（編）『国際司法裁判所：判決と意見——第3巻（1994-2004年）』（国際書院、2007）</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  開講は4月14日とする。担当教員は自由権規約委員を務めており何回か海外出張するので、補講を数回行う。時間は相談して決めるが、6限に続けて行うことを予定している。</p> <p><b>【関連ホームページ】</b>  <a href="http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&amp;p2=1&amp;code=&amp;case=148&amp;k=64">http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&amp;p2=1&amp;code=&amp;case=148&amp;k=64</a></p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。（<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011407S	題目	消費税の研究			
担当教員	中里 実 教授		曜限	水・4	教室	22番教室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 消費税について、その基本構造を学ぶ</p> <p><b>【授業計画】</b> 以下の項目を扱う</p> <p>租税の分類 所得への課税と消費への課税 消費への課税方式</p> <p>消費の概念——移転と消費 不動産取引と消費税 金融取引と消費税</p> <p>付加価値税の歴史 日本の消費税の構造 財政構造改革と消費税</p> <p>非課税と免税 仕入税額控除 軽減税率</p> <p><b>【授業の方法】</b> グループ分けして、グループごとにテーマを選択し、調べたことを報告し、その後で、全員で議論する。</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 平常点</p> <p><b>【教科書】</b> 特になし</p> <p><b>【参考書】</b> 開講時に指示する</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> 特になし</p>						

時間割 コード	011408S	題目	企業法務（株主・投資家の視点から企業を見る）			
担当教員	唐津 恵一 教授	曜限	水・4	教室	19番教室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  3月期決算の上場企業は6月に定時株主総会を開催することとなるが、これに向けた、各企業のIR活動をフォローすることにより、会社法・金融商品取引法等の運用の実態を把握するとともに、株主・投資家の視点で会社を評価することを試み、上場企業のあるべき姿を探る。具体的には、上場企業の決算発表等のIR活動の調査分析、資本市場からの評価が対照的な2社の開示情報（有価証券報告書、計算書類、事業報告、株主総会参考書類、プレスリリース等）の読み込み分析、株主総会等での経営者のメッセージの分析などを参加者が主体的に行う。</p> <p><b>【授業計画】</b>  教師による概論講義（1回）、企業会計に関する調査報告（数回）、2社の有価証券報告書等過去の開示情報分析報告（数回）、2社の株主総会招集通知及び同添付書類等の分析報告（数回）、株主総会出席報告（逐次）、上場企業IR活動についての分析（随時）</p> <p><b>【授業の方法】</b>  講義、報告、議論。できれば毎回時事情報を提示し議論する時間を設ける。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点</p> <p><b>【教科書】</b>  特になし。適宜配付する。</p> <p><b>【参考書】</b>  特になし。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  会社法（株主総会・計算等）、金融商品取引法（企業内容等の開示）及び企業会計についての基礎知識を有しているとよい。（特に必要とはしないが）</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。（<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011409S	題目	現代社会保障法の諸相			
担当教員	岩村 正彦 教授		曜限	金・5	教室	A4演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  通年の演習である。夏学期は、判決や論文の読み方を考えることを手始めに、社会保障法の各領域(公的医療保険、公的年金、介護保険、失業、生活保護など)における最近の動向を取り上げ、わが国の社会・経済の変化に対応した制度設計のあり方について検討を行う。こうした検討を通して、社会保障の諸領域の理解を深めることを目的とする。  冬学期は、社会保障法に関する裁判例(主としてに最近のもの)を取り上げ、報告者による報告と、それにもとづく参加者間での議論によって、検討する。それぞれの判決の意義、法解釈上の問題点、そして場合によって政策的なインプリケーション等について考えるとともに、法的な分析能力、思考力、プレゼンテーション能力、議論力を養う。  社会保障法は基本的な法律科目の応用であるので、演習で社会保障法を学ぶことは、3年生であればこれから学ぶ基本的法律科目の予習的意味があるし、4年生にとってはすでに学んだ基本的法律科目の復習・応用という意味がある。その点で、社会保障法の演習への参加は法学の学習を深める意味があり、それを支援するのにも本演習の目的の一つである。また、社会保障法の学習を通して、現代社会のさまざまな側面を観察・考察することも本演習の目的である</p> <p><b>【授業計画】</b>  夏学期は、社会保障の各分野の概要、公的医療保険、公的年金、介護保険、失業、生活保護などをテーマとして取り上げる予定である。冬学期は、事例設問、最近の社会保障法の領域の裁判例を取り上げる。施設の見学を行う予定であり、また他大学の社会保障法ゼミとの合同で合宿を行うことも考えている。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  参加者の人数にもよるが、夏学期/冬学期ともに、参加者はおおむね2人ないし3人程度のグループで課題を担当し、当該課題について報告を行う。その回の報告者以外の参加者は、各自、当該課題について予習をし、議論に参加することが求められる。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点および夏学期末・冬学期末のレポートによる。</p> <p><b>【教科書】</b>  とくになし。</p> <p><b>【参考書】</b>  初回の演習で紹介する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  社会保障法についての知識を持っていることは必要ではない(社会保障法の講義は7学期配当であり、講義を聴講している4年生も講義と同時並行で社会保障法を学ぶことになるため)。積極的に報告の準備と予習をし、議論に参加する意欲のある者であればよい。また、上記のとおり3年生にとっても社会保障法の学習は有意義であるので、3年生の参加も大いに歓迎する。</p>						

時間割 コード	011410S	題目	破綻国家と平和構築			
担当教員	藤原 帰一 教授	曜限	金・5	教室	B3演習室	

### 【授業の目標・概要】

国際政治学は、国家と国家の関係を対象とするのが通常である。では、国家がその領土と国民を統治する力を持たない状態、破綻国家(failed state)などと呼ばれる状況とそれに伴う紛争はどのように理解すればよいのだろうか。この極限的な問題は、スーダン、イエメン、ソマリア、そしてリビアとシリアなどの事例のため、現実の政策選択を迫る課題となっている。破綻国家の理解と平和構築の可能性について、できる限り一般的な概念構成を試みつつ、同時に具体的な状況分析も主なものを試みたい。

なお、この演習はリサーチ・セミナーであり、学習・研究の結果をゼミ論文として提出することを求めている。

### 【授業計画】

第一部では、破綻国家と平和構築に関する代表的な文献・論文を読み、多様な論点について討論を行う。ゼミに参加される皆さんは、ここで取り上げる論文に徹底した批評を加えるだけでなく、どのような異なる仮説を立てることが出来るのか、またその仮説を立証するためにはどのような作業が必要なのかまで考えていただきたい。他の研究者による業績を検討することが、自分の研究を始める出発点だからである。

第二部では、各自の選んだ事例に則し、破綻国家とそれに関わる紛争について各自が研究を開始し、その中間的な成果をゼミで報告する。最後に、2014年9月(予定)に合宿を行い、この合宿において各自が執筆した論文を報告する。

### 【授業の方法】

参加者はA、B、C、D四つの班に分かれる。それぞれの班は、シラバスに記された論文を読むだけでなく、その論文で展開された議論を吟味し、A4一枚のレジュメを作成し、ゼミにおいて10分以内で報告しなければならない。これは班毎の持ち回りではなく、毎回、それぞれの班が報告する、という意味である。

論文講読の後には独自に立てたテーマに沿った研究報告を行う。ここでは、班ごとに共通のテーマを立てる必要はないが、(1)課題設定、(2)仮説の設定、(3)先行研究、(4)立証方法、この4点は明確でなければならない。これを踏まえ、各自論文を完成し、夏休み後の合宿で発表する。

### 【成績評価方法】

出席・報告と提出された研究論文によって評価を行う。評価の比重は、論文講読30%、中間研究報告30%、研究論文40%である。論文を提出しない場合も単位が与えられることはあるが、成績評価が低くなることは覚悟されたい。

### 【教科書】

後日指定する。第1回の授業でダウンロードの手順を述べる。

### 【参考書】

なし

### 【履修上の注意・その他】

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1~4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照)。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011411S	題目	民事訴訟法の基本問題			
担当教員	高田 裕成 教授	曜限	水・5	教室	Y2演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  判決手続に関するいくつかのトピックを検討することを通じて、民事訴訟法の基本的な理解を確認するとともに、手続法特有の考え方、発想を身につける機会を提供したいと考えている。</p> <p><b>【授業計画】</b>  学生と相談の上、決定する。  たとえば、長谷部由起子＝山本弘＝笠井正俊・基礎演習民事訴訟法（弘文堂・2010）の設問を検討することなどがその候補である。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  演習形式。  演習の進行、たとえば毎回の報告者を指名するかどうかは、参加者との相談の上決めたいと考えているが、いずれにせよ、参加者全員で討議することが基本となる。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点による。場合によっては、ペーパーの提出を要求する。</p> <p><b>【教科書】</b>  追って指示する。</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  民事訴訟法第1部履修済みであることに加えて、毎回周到な準備をして出席すること、積極的に議論に参加することを申込みの条件としたい。  意欲ある学生の参加を希望する。参加志望理由は、なるべく具体的に書くことが望ましい。</p>						

時間割 コード	011412S	題目	交渉と紛争解決			
担当教員	太田 勝造 教授	曜限	月・5	教室	27番教室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  本演習は、種々の交渉シミュレーションの自作と実施を通じて、交渉・和解・調停・ディベイトの実践的技法と理論的洞察を修得することを、その目的とする。交渉シミュレーションとは一種のゲームであり、演習参加者に交渉当事者の役割（たとえば裁判上の和解交渉における原告・被告・裁判官の役割、売買交渉の売手と買手など）を割り当てる。各参加者は、全員に共通の情報と自分だけに与えられた秘密情報に基づき合意を目指して模擬交渉を行うというものである。交渉シミュレーションによって、交渉の相当程度の現実的な状況や心理を実体験することができ、交渉における理論的問題や法的问题に対して現実感をもってアプローチすることが可能となる。交渉理論についてのパワーポイントによるプレゼンテーションも練習し、パフォーマンスの相互評価をする。</p> <p>本演習では、主として民事法分野における取引交渉・紛争解決交渉に焦点を当てて交渉シミュレーションを行うが、それらに限られず、国際交渉や起業交渉、捜査取調べ交渉などでも良い。演習参加者は、さらに、紛争、訴訟、あるいは取引交渉などについての自己の経験や知見・見聞を、教材から学んだ理論によって分析し、それに基づいてオリジナルの交渉シミュレーション事例を作成する。演習期日においてその自作シミュレーションの実施を主宰する。参加者はシミュレーション実施後の感想・評価等を作成者に提出し、作成者はそれらを分析し、事例を改良してレポートとして教員に提出する。ディベート大会のためのゼミ合宿も予定している。なお、本演習参加希望者は、12月初めに予定されている『大学対抗交渉コンペティション』への参加も視野に入れておいて欲しい（このコンペティションの詳細については大会ホームページ(<a href="http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/inc/index.html">http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/inc/index.html</a>)を、東大チームについては、太田ホームページを参照）。</p>						
<p><b>【授業計画】</b>  参加型実習方式で実施する。  担当者は、自作シミュレーションの作成の際に、事前に教員に添削を受ける等、シミュレーションの方式、形式、内容、運営等に関して指導を受けておくこと。  ゼミ合宿を行う予定である。合宿ではディベート大会などを行うことを予定している。  学習院大学等、他大学の交渉ゼミとの交流も予定している。</p>						
<p><b>【授業の方法】</b>  演習。交渉ゲームやシミュレーションを活用して実施する。パワーポイント等を利用したプレゼンテーションも実施する。</p>						
<p><b>【成績評価方法】</b>  平常点とレポートによる。</p>						
<p><b>【教科書】</b>  野村美明&amp;太田勝造（編著）『交渉ケースブック』（商事法務）</p>						
<p><b>【参考書】</b></p>						
<p><b>【履修上の注意・その他】</b>  参加者同士での交渉シミュレーションを実施するので、欠席は原則として認められないことに留意すること。止むを得ない事由によって欠席せざるを得なくなった場合は、必ず事前に教員と当該州の担当者に連絡して、シミュレーション対戦の組合せなどで、他の参加者に迷惑を掛けないようにしなければならない。</p> <p>必ず事前に参加希望書に志望理由を記載して、教務係に提出し、選考を受けること。他学部・他研究科学生で履修を希望する者も、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1~4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。( <a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents_ex.html">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents_ex.html</a> 参照)。</p> <p>履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011413S	題目	現代中国の政治社会			
担当教員	高原 明生 教授	曜限	水・5	教室	B5演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b></p> <p>1) 最近発行された現代中国に関する書籍や論文の精読を通して中国の政治、社会、経済、外交なかんなく日中関係についての客観的な理解を深める。</p> <p>2) グループ分けした少人数での議論及び全体討論を繰り返すことによって、他人の意見に耳を傾けた上で、説得力のある話をする事ができる能力を育てる。</p> <p>3) 各自小論文1本を執筆し、論文集にまとめる。</p> <p>4) 学生のイニシアティブの下、他校とのインカレ・ゼミを開き、有志で外国の大学生と交流する。</p> <p><b>【授業計画】</b></p> <p>毎回、新書1冊程度の文献を読む。 インカレ・ゼミなどの実施については、学生が他大学の担当学生と協議して決める。</p> <p><b>【授業の方法】</b></p> <p>司会担当学生に、コメントや論点をあらかじめ送る。 司会の指示のもとに、グループ分けした少人数での議論及び全体討論を行う。</p> <p><b>【成績評価方法】</b></p> <p>平常点（司会や討論での貢献）および小論文による。</p> <p><b>【教科書】</b></p> <p>国分良成ほか『日中関係史』（有斐閣）など。授業中に指示する。</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p> <p>総合法政専攻との合併授業である。</p>						

時間割 コード	011414S	題目	中国の政治と外交			
担当教員	高原 明夫 教授	曜限	火・5	教室	Y505演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  This course looks into the politics and diplomacy of the People's Republic of China. Chinese politics centres on the Chinese Communist Party, and thus investigating its ideology, organisation and policy shall be the main foci of this course.</p> <p><b>【授業計画】</b>  Specific issues to be covered would include reform in the mono-party system, the role of the emerging NPOs, media control and the internet, minorities and national integration, Japan-China relations, US-China relations, regionalism in East Asia, etc.</p> <p><b>【授業の方法】</b>  From mid-term, participating students will prepare their own presentations on topics they choose in consultation with the teacher. At the end of the term, they will submit essays as results of their independent research.</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  By presentation, contribution to the discussions, and essay.</p> <p><b>【教科書】</b>  Reading lists will be introduced during class.</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  Participating students will include those belonging to graduate schools.</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。  (<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照)。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011415S	題目	外交と国際法			
担当教員	中谷 和弘 教授		曜限	月・5	教室	19番教室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  外交に関連する諸問題を国際法の観点から検討する。最初に私から外交と国際法に関する最近の若干の主題について講義した後、外交に関連する国際法上の諸問題(安全保障・テロ、領土・海洋・航空・宇宙・サイバー、外交・領事関係、経済、環境・エネルギー)について具体的に検討する。例えば、「北極と国際法」「サイバー攻撃と国際法」「政府系ファンドと国際法」といった最先端の問題や「日本の領土問題」といった古くて新しい問題を具体的に扱いたい。あらかじめ割当を決め2-3名が1組となって順次報告してもらい、議論するという形で進める。  外交実務との関係を常に意識しながら検討をすすめることにしたい。私が省庁やシンクタンクの会議で関わった諸主題についても可能な範囲で情報提供をしたい。  外交実務家による講演、外交史料館見学、OB・OG会も予定している。  8月上旬に補講(本郷又は検見川セミナーハウス)を行う可能性あり。余裕があれば外交シミュレーションゲームも行いたい。</p> <p><b>【授業計画】</b>  上述のように、あらかじめ割り当てを決めて順次報告してもらうことになる。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  ゼミ形式にて行う。  授業は日本語にて行う。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  詳細なレジメ(2日前までに全員宛に電子送信)に基づく報告、まとめのレポート、出席・議論状況を総合的に評価する。</p> <p><b>【教科書】</b>  特に用いない。</p> <p><b>【参考書】</b>  特に用いない。必要に応じて指示・配布する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  4月7日開講。  ゼミの終了時刻は毎回午後6時20分以降となることが予想されるため、空けておくこと。  私の最近の著作は、『ロースクール国際法読本』(信山社)、プロフィール・著作一覧は、<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/about/kyoin/profile/nakatani_k.html">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/about/kyoin/profile/nakatani_k.html</a> 参照。</p>						

時間割 コード	011416S	題目	ヨーロッパ法と国際法			
担当教員	伊藤 洋一 教授		曜限	火・4	教室	A2演習室

**【授業の目標・概要】**

ヨーロッパ諸国法の「ヨーロッパ法化」現象がとみに指摘されるようになってきている。その原因としてEU法の影響が最も重要であることは言うまでもないが、ヨーロッパ人権条約の影響をも無視することはできない。また、ヨーロッパ人権条約は、組織的には全く別個の存在であるにもかかわらず、EUにとっても重要な意義を持っており、両者の関係は、EU自体のヨーロッパ人権条約加盟が既に政治日程に上ってきていることにも示されるように、近年極めて複雑な様相を呈している。したがって、ヨーロッパ人権法の研究は、狭義のヨーロッパ法(EU法)研究にとっても、今や極めて重要な研究課題となっている。例えば、EUにおける人の自由移動については、EU法の条約・立法・判例の適用があることは言うまでもないが、特に未成年の子を含む家族が移動する場合には、更にヨーロッパ人権条約による人権保障が問題となることも少なくない。しかし、人手不足が深刻な経済成長期と異なり、近年のような経済危機の時代には移民労働者や難民の受入は、加盟国における政治的にも社会的にも困難な問題を生じる。このような困難な時代にしわ寄せを受けるのは常に社会における弱者であり、特に問題となるのは移民の子供達である。また、ヨーロッパ統合の時代にあっても、出入国管理は、加盟国の主権が最も強力に現れる領域であり、「不法移民」、難民達は極めて法的に弱い立場に立たされる。

他方、EU加盟国は、全てヨーロッパ人権条約の加盟国でもあり、同人権条約による人権保障義務を負っている。また事案の性質上、これら事案で第一線に立つのは、国内裁判所であり、二つのヨーロッパ法および国内法が相互に絡み合うことになる。

今年度は、複数の法秩序が密接に絡み合う具体的事例である、法的に弱い立場にある移民の子供達のヨーロッパ人権条約による保護とその限界を扱うフランス語論文を講読する。

**【授業計画】**

本演習では、上記フランス語文献を、特に参加者の分担を事前に決めることなく、講読する予定。

**【授業の方法】**

演習。

**【成績評価方法】**

平常点による。

**【教科書】**

本演習では、下記の文献を講読する予定(但し、開講までに更に新しい適当な文献が現れた場合には変更の可能性あり)。

Valette, Marie-Françoise, La vulnérabilité de l'enfant au grés des migrations, Rev. trim. dr. h. 2012, no 89, pp. 103-123.

**【参考書】**

**【履修上の注意・その他】**

上記文献は、その内容上、ヨーロッパ法に関する一応の知識(法源、裁判制度等)を前提して書かれているので、できればヨーロッパ法の適当な概説書を予め読んだ上で、本演習に出席することが望ましい。

なお、フランス語文献読解の訓練も、本演習の重要な目的の一つである。本格的なヨーロッパ法研究には、英語だけでは到底十分とは言えないからである。フランス語を読む意欲のある者の参加を希望する。

時間割 コード	011417S	題目	民法判例研究			
担当教員	森田 宏樹 教授		曜限	火・5	教室	Y2演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  本演習は、比較的最近に出された民法に関する最高裁判決を素材として、判例を読み解くことの基本を学ぶことを目的とする。「判決を読む」というオーソドックスな教育方法を通じて、参加者は、それぞれの判決に含まれる法解釈論上の論点について学ぶだけではなく、具体的な事案に即して法的に考えること、そして、当該判決から先例規範としての「判例」を引き出すというのとはどういうことなのか、について自らの経験を積むことによって、理解を深めることが期待される。それとともに、単に大教室での講義を受けるだけでは得られない、判例や文献をみずから検索すること、課題を分析検討した結果を構成して人前でわかりやすくプレゼンテーションすること、といった基礎的な能力を習得することも目的としている。</p> <p><b>【授業計画】</b>  第1回 本演習をはじめるにあたって  本演習の目的および進め方について説明し、各回の報告担当者および反論者を決定したのち、判例評釈その他の文献の具体的な調べ方について説明する。  第2回 判例の読み方の基本知識  実際に最高裁判決を読んでみることで、判決の読み方についての基礎的知識を習得するとともに、ある判決から先例としての規範を抽出するとはどういうことなのかのイメージをつかむ。  第3回以降  担当者の報告に基づいて、参加者全員で議論をしながら、各回の課題判決を読み解いていく。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  演習の進め方としては、各回、報告の担当者を決めて1つの判決を扱い、担当者の報告に基づいて、参加者全員で判例の検討を行う。報告者は、当日、30分程度の報告を行うほか、当該判決についての参考文献リストを作成して、事前に配布することが求められる。他方、担当者以外の参加者は、各回の判決を読んでくることを最低限の義務とする。毎回できる限り全員が積極的に議論に参加することが期待されている。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  報告・レポートおよび平常点による。  報告者は、ゼミでの議論を踏まえて、その担当した判例について行った報告の内容をまとめて提出することが単位取得の要件となる。</p> <p><b>【教科書】</b>  特になし。</p> <p><b>【参考書】</b>  開講時に指示する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  特になし</p>						

時間割 コード	011418S	題目	政策の事例研究			
担当教員	田邊 國昭 教授		曜限	火・5	教室	A4演習室
<b>【授業の目標・概要】</b>						
<p>政策研究では、政策の具体的な場面を見据えながら、より一般的な視座と行き来しつつ、思考することが求められる。本演習では、このような思考力を養うため、いくつかの具体的な政策を取り上げて、その政策の決定及び執行の過程、さらに政策内容の設計に関する事例研究を行う。</p> <p>特定の政策が結実するためには、政策の具体的な内容を作成して行くと同時に、これを政治行政過程の中で結実させて行く戦略が必要となってくる。よい内容の政策案であっても、その政策に対する支持を調達することができず、政治行政の過程を生き延びる確率が極めて低い場合には、政府の政策として実現することはない。事例研究は、政策の決定過程と政策の内容との二つの分析を必要としている。この演習を通じて、政策の過程と内容を合わせて具体的に考察する力を身につけることを目標とする。</p>						
<b>【授業計画】</b>						
第1回 4/08 打ち合わせ						
第1部 政策決定過程の分析						
第1部では、政策決定の過程を事例にそくして考察したい。以下の事例を取り上げることを予定している。なぜこのような過程を経たのか、また、他の戦略は取りえたのか、などを中心として議論したい。						
第2回 4/15 被災市街地復興特別措置法						
田丸大 『法案作成と省庁官僚制』（信山社、2000年）第1・3章						
ねらい： 法案作成の基本的な手順（各省協議、内閣法制局審査、与党審査）の理解						
第3回 4/22 リサイクル法の制定過程						
寄本勝美 『政策の形成と市民—容器包装リサイクル法の制定過程—』（有斐閣、1998年）序章、第1・2・3章						
ねらい： 省庁間対立と調整、及び政策形成における研究会の役割						
第4回 5/13 国鉄の民営化						
草野厚 『国鉄解体—JRは行政改革の手本となるのか？—』（講談社、1997年）						
ねらい： 臨時行政調査会方式による改革とその進め方						
第5回 5/20 1990年代金融危機への対応						
上川龍之進 「金融問題「先送り」の政治行政過程」						
ねらい： 金融行政における対応の遅れと教訓						
第6回 5/27 介護保険の立法過程						
増田雅暢 『介護保険見直しの争点』（法律文化社、2003年）「第1部 介護保険制度の政策過程分析」						
ねらい： 高齢者介護サービス制度の設立をめぐる対立点の理解、審議会方式の崩壊						
第7回 6/03 NPO法の制定過程						
小島廣光 『政策形成とNPO法』（有斐閣、2003年）第3、4、5章						
ねらい： 議員立法のあり方						
第8回 6/10 雇用均等法の立法過程						
赤松良子 『均等法を作る』（勁草書房、2003年）						
ねらい： 条約の国内法化						
第2部 政策事例の報告						
第2部は、グループごとの政策事例の報告である。事例は各グループごとに見いだすことを求めるが、どのようなテーマで行うか、5月19日までに決めて、その概要を提出することを求める。重複している場合には、調整するが、先に報告があたっているグループに優先権がある。						
報告の際には、新聞（業界紙を含む）及びインタビュー等を通じて、事実関係をできるだけ確認し、つめる作業を行うことを求める。どのようなかたちで政策課題が浮上したのか、どのような政策上のオプションが検討されたのか、また、具体的な決定過程はどのように推移したのか、さらには、執行においてどのような問題が生じたのか等をはっきりさせ、報告すること。						
第9回 6/17 グループ報告（1） 第10回 6/24 グループ報告（2） 第11回 7/01 グループ報告（3）						
第12回 7/08 グループ報告（4） 第13回 7/15 グループ報告（5）						
<b>【授業の方法】</b>						
演習は、2部から構成される。第1部では、毎週1つの政策事例を取り上げ、予め指定された文献等を読んできていることを前提として、報告と議論によって進める。第2部は、参加者による政策事例の報告と討論である。3人程度で6つのグループを構成し、各グループが選んだテーマに基づき報告をしてもらう。						
<b>【成績評価方法】</b>						
成績は、演習における発言を通じた建設的な貢献度、報告の内容、及び各自の関心に従って事例を取り上げ分析した最終レポートの3つを勘案して評価する。報告は、グループとしてのパフォーマンスであるが、最終レポートは個人として提出することを求める。レポートは、政策事例として独立して読めるようなものを提出すること。枚数の制限はない。最終レポートの提出期限は、8月中旬を予定している。						
<b>【教科書】</b>						
演習で取り上げるテキストは、コピーを用いる予定である。						
<b>【参考書】</b>						
参考書としては、以下のものが便利である。						
草野厚 『政策過程分析入門』（東京大学出版会、1998年） 城山英明・鈴木寛・細野助博編著 『中央省庁の政策形成過程—日本官僚制の解剖—』（中央大学出版部、1998年） 他は、演習時に指示する。						

時間割 コード	011419S	題目	政治学の方法と実証			
担当教員	加藤 淳子 教授		曜限	月・5	教室	A3演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 政治学の分析の方法の文献を読み、参加者がそれを政治現象や政治行動の理解に応用できるよう理解を深める。</p> <p><b>【授業計画】</b> 政治学の方法の導入にふさわしい初歩的なものから、ある程度の応用が可能な中高度のレベルのものまでを含む文献を順に読み込み理解していく。日本語の文献を中心とするが、随時、英語の文献を扱う。</p> <p><b>【授業の方法】</b> 政治学の方法に関する文献を全員が読んで準備をしてきた上で、担当者の発表を基に、議論を進める。</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 平常点による。</p> <p><b>【教科書】</b> 適宜指示する。</p> <p><b>【参考書】</b> 適宜指示する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011420S	題目	政治学史原典購読			
担当教員	川出 良枝 教授	曜限	水・5	教室	B4演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  政治学に関心のある者にとって、Thomas Hobbes の Leviathan(1651)が第一級の古典であることは疑いえない。イングランド革命という動乱の時期において、人間や国家についての普遍的な体系を示す哲学書であると同時に、その動乱を克服するための具体的な処方箋を提示する実践の書でもある。やり方としては、全体を通読し、特に近年著しく研究の進んでいる後半の宗教論まで読むという読み方もあり得るが、今回は、Part 2 Of Common-wealth を中心にじっくりと精読する予定である。</p> <p><b>【授業計画】</b>  初回はオリエンテーリングをおこない、参加人数をふまえて、各人が担当する部分を指定する。担当者は、毎回、担当箇所について、詳しい内容紹介と問題提起をおこない（レジュメを用意する）、その後、参加者全員による討論の時間を設ける。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  演習。授業計画に準じた形で進める。なお、本格的に政治思想を勉強したいという学生は、Leviathan 全体を自力で読み、また、邦訳があるものでかまわないのでホップズの他の関連する作品、代表的な研究書等についても多少の目配りをしながら演習にのぞんでほしい。他方、専門的な見地から閉じた議論をするだけではあまりにも惜しい古典であるため、幅広い観点からテキストを読んで議論したいという学生諸君の参加も歓迎する。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点による</p> <p><b>【教科書】</b>  教材 Thomas Hobbes, Leviathan (Cambridge Texts in the History of Political Thought), revised student edition, Cambridge UP, 1996.</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  上記の教材のうち、必要な部分のコピーは用意する。ただし、上記の教科書欄にあげた教材は学生向けの版であり、比較的安価に入手できるので、全体を読み通すという意味では、ウェブ上の書店等を通して購入をお勧めする。</p> <p>使用言語      日本語  開講予定      当年度限り</p>						

時間割 コード	011421S	題目	地方財政・租税論			
担当教員	増井 良啓 教授	曜限	月・5	教室	B6演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>          経済活動がグローバル化する中で、地方政府の財政とくに税制がどのような課題を抱えており、どのように対処すべきかを検討します。</p> <p><b>【授業計画】</b>          日本の地方税を中心とした事例の検討を行います。検討すべき制度的課題はきわめて多く、思いつくままにいくつかを例示するだけでも、次のようなものがあります。          ＊地方法人二税の扱い          ＊地方消費税のあり方          ＊市町村合併に伴う事業所税の改革          ＊ふるさと納税          ＊個人住民税における前年度課税          ＊神奈川県臨時特例企業税事件最高裁判決          ＊固定資産評価事件最高裁判決          ＊固定資産税国賠請求事件最高裁判決          など。</p> <p>そこでこのゼミでは、参加者が広い視野から任意の課題を設定したうえで、事前の文献調査を経て、報告することになります。参加人数によっては、グループで報告することも考えられます。とりあげる課題は上記に例示したものに限定することはありません。あくまで参加者の関心に応じて柔軟にしたいと考えています。たとえば、EU域内の政府間財政関係や、米国や中国における連邦財政主義との比較、あるいは、19世紀末の近代化以降の日本財政の歴史なども、視野に入ってきます。</p> <p>適切な課題設定のための時間を確保する意味で、まず4月中には簡単なレクチャーなどにより基礎知識を共有することにつとめ、5月半ばくらいまでゆったり準備期間を設けた上で、7月にかけて集中的に報告日程を組むことにします。具体的には初回にご相談します。</p> <p><b>【授業の方法】</b>          レクチャー、参加者による報告、全員による討論。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>          平常点と短いレポートによる。</p> <p><b>【教科書】</b>          なし</p> <p><b>【参考書】</b>          地方財政白書（最新版）          増井良啓・租税法入門（2014・有斐閣）          佐藤主光・地方税改革の経済学（2011・日本経済新聞出版社）          持田信樹・地方分権の財政学（2004・東京大学出版会）          碓井光明・要説 地方税のしくみと法（2001・学陽書房）</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>          租税法や財政学など関連科目の履修は前提ではありませんが、具体的な課題を設定し検討するに際して、さまざまな分野の文献を意欲的に渉猟し、読みこなししていくことが必要です。強い学習意欲を持つ方の参加をおおいに歓迎します。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。（<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011422S	題目	会社法制の新たな展開			
担当教員	藤田 友敬 教授		曜限	火・5	教室	B5演習室

**【授業の目標・概要】**

近時の判例を素材に、会社法の現代的な課題を検討する。

**【授業計画】**

下記のテーマに関する判例を取り上げる予定である（若干変更される可能性がある）。

1. 違法な新株予約権の行使による株式の発行
2. 取締役会決議を欠く行為の効力
3. 経営判断原則
4. 内部統制システム
5. 子会社の不正行為に関する親会社役員の責任
6. 株主代表訴訟の対象となる責任
7. 親会社株主による帳簿閲覧権
8. 詐害的会社分割
9. 組織再編と株式買取請求権(1)
10. 組織再編と株式買取請求権(2)
11. MBOにおける株式の取得価格
12. MBOと取締役の責任

**【授業の方法】**

毎回毎に担当者を決めて報告してもらい。その後参加者全員で討論する。

**【成績評価方法】**

演習への参加（平常点）とレポートによって評価する。

**【教科書】**

教材は演習の初回に配布する。

**【参考書】**

演習の初回に指定する。

**【履修上の注意・その他】**

参加資格は特に設けないが、会社法についての知識が前提となる。

**【関連ホームページ】**

<http://www.tfujita.j.u-tokyo.ac.jp/>

時間割 コード	011423S	題目	行政法判例演習			
担当教員	山本 隆司 教授	曜限	月・5	教室	A2演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b> 最近の判例のうち、行政法学の観点から重要と考えられるものを選んで検討することにより、行政法の理解を深める。</p> <p><b>【授業計画】</b> 原則として毎回1つの判例を扱う。主に最高裁の判決を取りあげる。また、できるだけ多様な行政法のテーマをカバーするように判例を選択する。とりあげる判決は、初回に指示する。</p> <p><b>【授業の方法】</b> 各判例につき、あらかじめ報告者と司会者を定め、毎回、30分程度の報告の後に、司会者の進行により、判決の意味や意義、判決の提起する問題などにつき、全員で討論する。報告者は報告する前に全員にレジュメを配布しておき、全員が充実した予習を前提に討論に参加できるようにする。</p> <p><b>【成績評価方法】</b> 平常点による。</p> <p><b>【教科書】</b> 特定の教科書は用いないが、判例集として、以下のものを挙げておく。 宇賀＝交告＝山本編 行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版、有斐閣） 大橋＝斎藤＝山本編 行政法判例集Ⅰ・Ⅱ（有斐閣）</p> <p><b>【参考書】</b> 山本『判例から探究する行政法』（有斐閣）を挙げておくが、演習では主として、同書で分析された判決より新しい判決を取り上げる。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b> 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 （<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011424S	題目	日本政治思想史史料会読			
担当教員	荻部 直 教授	曜限	火・5	教室	A6演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>          担当者の報告と、参加者全員の討論によって進める。毎週、丹念に辞書を引き、わからない言葉を調べながらテキストを読まなくてはならないので、予習の負担は重い。ほかの授業の成績や就職・進学のことを放念して、下調べに専心し、大学院生を含む参加者と活発に議論する、「ノリのよさ」のない人はお断り。なお、前近代の日本思想史に興味のある人は、大学院演習（金曜2限、今年度は掘景山・本居宣長）に単位なしで参加するのも可。</p> <p><b>【授業計画】</b>          戦後日本において、政治外交史と政治思想の議論とがどのように交錯したか。『「世界」主要論文選1946-1995』（岩波書店、1995年）に収録された諸テキストを会読し、同時代の他の論考についても調べながら議論する。（開講は4月15日の予定。掲示に注意すること。）</p> <p><b>【授業の方法】</b>          毎回、報告担当者を決め、一人30分の報告ののち、全員で討論する。参加者全員が、あらかじめテキストを、わからない箇所は自分で調べながら熟読し、何かコメントを考えて授業に臨むことが必須である。授業時間は延長する。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>          口頭報告＋ふだんの授業態度＋（参加多数の場合）レポート</p> <p><b>【教科書】</b>          コピーを配布するか、もしくは各自購入。</p> <p><b>【参考書】</b>          特になし</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>          他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。（<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照）。履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011425S	題目	科学技術と政治・行政			
担当教員	城山 英明 教授	曜限	月・5	教室	A5演習室	

**【授業の目標・概要】**

現代では、様々な政策領域において、科学技術の開発、社会における科学技術利用の決定・促進、科学技術利用に伴うリスク規制といった科学技術と政治・行政の交錯領域が重要になっている。例えば、エネルギー政策、医療・医薬品政策、情報政策といった政策領域においてそのような傾向は顕著に見られる。また、国際政治・行政においても核不拡散、宇宙政策、国際標準化といった分野において同様である。このような科学技術と政治・行政の交錯領域における基本的課題、つまり、不確実性のマネジメント、関係専門分野間のコミュニケーション、技術導入と社会制度の関係といった課題について。具体的事例に即して検討する。

**【授業計画】**

本演習では、まず、科学技術と政治・行政の交錯領域に関する基本的な文献を購読する。その後、ゲストスピーカーによる事例紹介を行う。分野としては、エネルギー政策、医療・医薬品等政策、核不拡散政策等を考えている。その上で、各参加者がテーマを選択し、レポートを執筆する。

**【授業の方法】**

各参加者による報告に基づいて、議論する。また、ゲストスピーカーの講義に基づく議論も行う。

**【成績評価方法】**

授業参加およびレポートによる。

**【教科書】**

特になし

**【参考書】**

城山英明編『科学技術ガバナンス』東信堂、2007年。

リチャード・ネルソン『月とゲッター：科学技術と公共政策』慶応大学出版会、2012年。

ユージン・スコールニコフ『国際政治と科学技術』NTT出版、1995年。

Sheila Jasanoff, *The Fifth Branch: Science Advisers as Policy Makers*, Harvard University Press, 1990.

Daniel Carpentier, *Reputation and Power: Organizational Image and Pharmaceutical Regulation at the FDA*, Princeton University Press, 2010 等。

**【履修上の注意・その他】**

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照)。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011426S	題目	自治体行政調査 川口市政研究 6 川口市障害(がい)福祉行政 (仮)			
担当教員	金井 利之 教授	曜限	水・4	教室	A5演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  本演習では、現代日本の自治体行政の実態を理解することを目的とする。  本年度は、具体的に、川口市の障害(がい)福祉行政を採り上げる。一昨年度の国民健康保険、昨年度の介護保険と並び、今日、基礎的自治体にとって重要になっている社会保障分野の一つであるこの領域が、行政実務的には、実際に、どのようになされているのかにつき、知見を深めることとする。  ここ5カ年ほど、川口市に関しては総合計画・行政管理・合併・国民健康保険・介護保険を題材として採り上げたところであるが、その延長線上にある。</p> <p><b>【授業計画】</b>  第1回 概要説明  第2回～ 川口市実務者からのヒアリング  なお、例年通り、夏休み中に、インターンシップ的な参与観察を企画している。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  演習方式である。  障害(がい)福祉行政に携わっている現職の職員の方その他関係者をゲストスピーカーとしてお招きして、ヒアリング調査を行う。参加学生は、分担してヒアリング記録を作成して提出するものとする。ヒアリングの実施は、必ずしも負担の軽いものではないが、極めて重要な技能の育成に貢献するので、積極的な参加を期待したい。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点およびレポート等による。  具体的には、出席、質疑への参加、服装、挨拶、礼儀、積極性、好奇心、実技、配慮、インターン参加日誌、事後的なヒアリング記録、等を総合的に勘案する。</p> <p><b>【教科書】</b>  特になし</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  開講は通年であるが、主として、冬学期の比重が多くなる。  夏学期は、総括的なヒアリングを数回行う。  また、夏休み中に、川口市役所内でのインターンシップ的な参与観察も企画している。夏休み期間中に、ある程度まとまった期間(連続または断続で1週間から10日程度)を確保することが、参加の条件である。  詳細な計画は初回に提示するので、初回から、必ず出席して欲しい。</p> <p><b>【関連ホームページ】</b>  川口市の公式ホームページ</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。  (<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照)。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011427S	題目	イスラーム法文献購読			
担当教員	両角 吉晃 教授		曜限	金・5	教室	B4演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  現代のイスラーム復興運動において、法のイスラーム化、イスラーム法の復活が主張される際、現にある法の性格をどのように規定するか（既存の法がどの程度「イスラーム法的」であるか）という点が必ず問題になる。この問題にどう答えるかによって、当該目的を達成するための手段の内容に違いが生じてくるからである。  本演習では、この極めて困難な問題に「答える」ために先行して行うべきと思われる諸々の作業の一環として、イスラーム法と西洋近代法との間に存在する相違点について検討を行うことを目的とする。まず概念枠組を整理するための英語文献を読んだ上で、近代西洋法継受に際して、イスラーム法と西洋法との間にどのような <b>interaction</b> が生じたのかという点に着目しつつ、具体的なテーマに即して両法の内容を比較する作業を行う。  アラビア語の読解能力は不要であるが、法的概念を正確に使う能力が必要になるため、参加者は4年生以上であることが望ましい。ただし、3年生の履修も可能である。</p> <p><b>【授業計画】</b>  最初の2回の授業で、イスラーム法および中東における近代法継受について講義形式で説明する。その上で、複数の英語文献その他の資料を用いて、イスラーム法と西洋近代法との比較を行う。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  演習形式で行う。  講読に際して担当部分を予め割り当てることはしないので、参加者全員の予習が求められる。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点による。</p> <p><b>【教科書】</b>  Wael B. Hallaq, "Shari'a", Ch.13, 2009。その他の教材は参加者と相談しつつ決定し、こちらで用意して配布する。</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  当年度限りの開講。</p>						

時間割 コード	011428S	題目	国際法の現代的諸問題			
担当教員	森 肇志 教授	曜限	火・5	教室	B2演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  国際司法裁判所等の判決・勧告的意見を読む。  本演習の目的は、国際社会において現実に法が果たしている機能とダイナミズムを具体的に理解することにある。その前提として、生の判例を読み、その理解を踏まえて自分の見解を明確にし、その上で他者と議論する能力を習得する機会としたい。</p> <p><b>【授業計画】</b>  国際司法裁判所等の近年の判決・勧告的意見をじっくり読む。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  国際司法裁判所等の近年の判決・勧告的意見を全員が読んで理解してきた上で、担当者の発表を基に議論を行う。担当者は、国際法判例百選をモデルとした判例評釈を書くことを目標に、判決・勧告的意見を読み、反対意見などの異なる見解とも照らし合しながらその論理と意味を理解し、取り上げられた論点に関する従来の学説なども踏まえて、当該判決の意義を明らかにするような発表を行う。他の参加者は、そうした報告に対し、自分なりの疑問点や意見を述べ、全員で議論する。</p> <p>なお、生の判例を読む、という観点から、判決・勧告的意見は、すべて英文で読むことになる。但し、一つの判例を何回かに分けて読むなどして、参加者の負担が過重とならないように配慮する。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  発表および発表レジュメ、授業への参加によって評価する。発表レジュメ以外にレポートを課すことはしないが、判例の意義の検討について、事後的にレポートを提出することは許可する。</p> <p><b>【教科書】</b>  判例テキストは配布する。</p> <p><b>【参考書】</b>  逐次指示する。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  *国際法第一部（あるいはそれと同等のもの）を履修済み（少なくとも聴講済み）であること、国際法第二部（あるいはそれと同等のもの）を履修済みあるいは履修中であることが求められる。  *演習の規模としては最大で12名程度を予定している。  *演習には毎回の出席が求められる。但し卒業年次の学生については特別の配慮を行うので、履修申請書に見通しを記入すること。また、通常延長するので、そのつもりで履修すること。  *夏休みに合宿を行うことも検討している。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。  (<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照)。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011429S	題目	刑法総論の重要問題			
担当教員	橋爪 隆 教授		曜限	金・5	教室	Y505演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  刑法総論の解釈論上の重要問題について、学説・判例の動向について、検討を加える。検討するテーマなどの詳細については、開講時に説明する。</p> <p><b>【授業計画】</b>  演習では次のようなテーマについて、取り上げる予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・因果関係</li> <li>・正当防衛</li> <li>・緊急避難</li> <li>・故意論・錯誤論</li> <li>・過失犯論</li> <li>・責任能力</li> <li>・未遂犯</li> <li>・共犯論</li> </ul> <p><b>【授業の方法】</b>  演習参加者には、各自の担当するテーマについて報告することが求められる。報告の形式、分担などの詳細については、開講時に説明する。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点による。</p> <p><b>【教科書】</b>  必要な資料は開講時に配布する。</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  演習に参加する上では、刑法総論の基本的知識を修得していることが前提となる。また、刑法第2部を履修済みか履修中であることが望ましい。</p>						

時間割 コード	011430S	題目	現代日本政治論演習 I			
担当教員	谷口 将紀 教授	曜限	火・5	教室	19番教室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>          東京大学谷口研究室・朝日新聞共同調査データを用いて、2012年衆議院選挙・2013年参議院選挙を分析します。年末までに単独または共同でゼミ論文を作成します。</p> <p><b>【授業計画】</b>          初回は説明会。第2回以降の授業計画は、参加者の話し合いによって決定します。</p> <p><b>【授業の方法】</b>          毎回の授業は、担当教員によるイントロダクション、TAによる統計分析手法に関する解説、参加者の話し合いによって決定された事項によって構成されます。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>          平常点</p> <p><b>【教科書】</b>          追って指示します。</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>          政治学（日本政治）に関して少なくとも入門レベルの予備知識があること、自宅又は大学でインターネット接続可能なPC環境にあること、ワードやエクセル・インターネットブラウザに関して少なくとも初歩的な使い方は知っていることを前提とします（ノートPCを授業に持参することを推奨します）。2学期をかけてゼミ論文を作成するため、単位の有無に関わらず、冬学期開講の「現代日本政治論演習Ⅱ」にも引き続き参加することを原則とします。</p> <p>この授業は担当教員が前以て用意した授業計画を消化するのではなく、参加者一人ひとりが主体性をもって授業運営に参画することが必要です。過去の経験上、サブゼミや自習課題も多くなると予想されるので、相応の意欲のある人の参加を期待します。なお、来年度以降の開講の有無は未定です。</p> <p><b>【関連ホームページ】</b>  <a href="http://www.masakij.u-tokyo.ac.jp/ats/atsindex.html">http://www.masakij.u-tokyo.ac.jp/ats/atsindex.html</a></p>						

時間割 コード	011431S	題目	判決手続の諸問題			
担当教員	垣内 秀介 教授		曜限	火・5	教室	B3演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  判決手続に関する近年の論文を検討し、民事訴訟手続をめぐる理論の現状と、その問題点ないし限界を明らかにすることを試みる。  具体的な進め方としては、近年公刊された、いくつかの講座や記念論文集などから、20～30頁程度の論文を毎回指定し、その内容をできる限り正確に読解した上で、問題点の討論を行う。その際、参加者全員の議論への参加を求めることはもちろんであるが、それとともに、毎回1名ないし2名の担当者を指定し、議論の主たる担い手となってもらうことを考えている。  以上の作業を通じて、参加者が民事訴訟法上の諸問題に対する理解を深めるとともに、実定法解釈学の論文の読み方、口頭での法的議論の方法に習熟することを目標とする。</p> <p><b>【授業計画】</b>  第1回において、参加者との協議の上、決定する。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  関係文献の精読と口頭での問題点の討論による。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点による。</p> <p><b>【教科書】</b>  第1回において指示する。</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  特になし</p>						

時間割 コード	011432S	題目	日本政治外交史特殊研究			
担当教員	五百箇頭 薫 教授		曜限	月・5	教室	B4演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b> UT-mate のシラバスを参照すること。</p> <p><b>【授業計画】</b></p> <p><b>【授業の方法】</b></p> <p><b>【成績評価方法】</b></p> <p><b>【教科書】</b></p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b></p> <p><b>【関連ホームページ】</b></p>						

時間割 コード	011433S	題目	民事訴訟法判例研究			
担当教員	菱田 雄郷 教授		曜限	火・5	教室	A3演習室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  民事訴訟法に関する比較的新しい判例を研究することを通じて、民事訴訟法についての基礎的な知識を確実なものとするとともに、一歩進んだ理解を得ることを目的とする。</p> <p><b>【授業計画】</b>  各回1つの判例を取り扱う。各回で扱う判例は参加者の希望を勘案して決める。基本的には判決手続に関する判例を対象とするが、参加者の希望によっては民事執行法等広義の民事訴訟法に関する判例を対象にすることも排除しない。</p> <p>第1回の授業において、若干のガイダンスを行うとともに、各回の報告者を決める。この回に以後扱う判例を決める必要はないが、早晚決める必要があるため、できれば第1回の授業の前に、自分が扱いたい判例についてはある程度の目星はつけておいて欲しい。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  毎回の授業は、レポーターによる30分程度の報告を前提に、参加者全員で討論をするという形で進められる。報告時間は限られているが、その分は、授業の数日前までに報告内容を電子メール等で参加者に配布し、参加者に報告内容を事前に把握してもらうことで補う。</p> <p>※完璧な報告、完璧な発言をしようとする、結局、口が重くなってしまうので、間違っても構わない、という気持ちで臨んで欲しい（報告・発言を聴く方にも寛容な心を期待したい）。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点による。</p> <p><b>【教科書】</b>  特になし。報告に際しては、それなりのリサーチが必要であるが、リサーチの仕方については、初回に簡単に触れる。</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  民事訴訟法第1部で学ぶ事柄について何等かの形で一通り学んでいることが望ましい。もちろん、マスターしている必要はない。</p>						

時間割 コード	011434S	題目	日欧近代法史の諸問題			
担当教員	和仁 陽 准教授	曜限	水・5	教室	A2演習室	
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  比較近代法史のさまざまな問題につき参加者の関心に応じて議論することを目的とする。分野の例としては、比較法方法論、法における翻訳、法史学と国制史・社会史・概念史、「継受」概念の効用と限界、外国法教育のあり方、などなど多岐にわたりうる。</p> <p><b>【授業計画】</b>  題材は参加者の関心に応じて柔軟に決めたいので、初回に各自希望するテーマを持ち寄って相談する。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  参加者の能力次第であるが、外国語のテキストを講読する可能性がある。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  報告と議論への参加とを含む平常点による。</p> <p><b>【教科書】</b>  なし</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  性質上若干時間を延長して行うことになるのであらかじめご承知いただきたい。  冬学期に同名の演習を行うが、相互に独立であり、どちらか一方のみでも双方ともでも、履修可能。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。  (<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照)。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011435S	題目	日米比較刑法			
担当教員	樋口 亮介 准教授		曜限	金・5	教室	19番教室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  アメリカ刑法を概観したうえで、日本の刑法と対比します。</p> <p><b>【授業計画】</b>  6月末までにアメリカのロースクールで使用される教材の輪読を行います。  7月は試験に配慮して学生報告はできるだけ避けるようにします。  試験終了後、1週間程度を目途にして日米比較を行うプレゼンの機会を設定するので、日本の刑法の理解を深めるチャンスにもなります。</p> <p><b>【授業の方法】</b>  アメリカのロースクール教材について、予備知識がない他のゼミ生に内容を説明してもらい、質疑応答を通じて理解を深める予定です。本学の卒業生はアメリカに留学する人も多いので、イメージを掴む機会にもしてもらいます。</p> <p>他のゼミ生と相談しながら勉強を進めてもらうため、グループ報告の形をとります。</p> <p>法律英語に慣れてもらうため、代表的な教科書の翻訳を配布します。英語力より、法律家としての能力のほうが大事なので、英語におびえる必要はありません。</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  平常点</p> <p><b>【教科書】</b>  ゼミ初回到配布</p> <p><b>【参考書】</b></p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  刑法1部・2部の履修済みないし履修中であることを要望します（ただし、試験自体は未受験でも構いません）。</p> <p>アメリカで議論されている実益・実践的意義のある刑法の姿を知り、日本と比べるというアプローチから学べるものは多いと思います。刑法を好きな人もそうでない人も、普段の実定法科目とは違う勉強の仕方を楽しんでください。</p>						

時間割 コード	011436S	題目	国家と市場			
担当教員	前田 健太郎 准教授	曜限	月・5	教室	B5演習室	

### 【授業の目標・概要】

人間が他者と共に生きるために用いる様々な仕組みの中でも、国家と市場は極めて重要な位置を占めてきた。しかし、それらが果たすべき役割については、今日でも確たる答えが出ていない。1980年代以降、先進各国において国営企業の民営化や福祉国家の改革が試みられる一方で、米ソ冷戦の終結と共に旧共産圏が急速に崩壊したことは、国家の役割の終焉と市場の勝利を宣言するものであるかに見えた。しかし、2008年のリーマン・ショックに端を発した世界的な不況への対応が、各国政府による金融部門に対する支援と、大規模な財政政策による景気浮揚を必要としたことは、市場に依存して人間社会を運営する試みに付きまとう極めて大きな限界を改めて示すことになった。

それでは、我々は国家と市場をどのように理解し、使いこなすべきなのか。そもそも、人間社会は国家と市場の組み合わせだけで運営されるべきなのだろうか。こうした政治学の根本問題について改めて考えるべく、本演習では政治経済学（Political Economy）と呼ばれる分野の重要文献を講読する。同時に、それを通じて現代の社会問題を理解するのに役立つ物の見方を身に付けることを目標にしたい。

### 【授業計画】

1. 社会科学のパラダイム
2. 自由主義①
3. 自由主義②
4. 自由主義③
5. マルクス主義①
6. マルクス主義②
7. 文化理論①
8. 文化理論②
9. 文化理論③
10. 制度論①
11. 制度論②
12. 新たな理論①
13. 新たな理論②

### 【授業の方法】

17世紀に書かれた古典から最近の研究書まで、この分野に関する重要な著作の抜粋を毎週50-100ページ程度のペースで読む。各回の授業では、担当教員から参加者に対して質問する形で文献の内容を確認する。文献の内容の確認が済んだ段階で、参加者の提出した課題レポートおよび担当教員による問題提起に従って、参加者全員による討論を行う。

### 【成績評価方法】

課題レポートの提出状況（50%）および平常点（50%）による評価を行う。

### 【教科書】

課題文献はこちらで用意し、配布する。ロック『統治論』から読み始め、ポランニー『大転換』等を経由し、カーネマン『ファスト&スロー』で終わる。

### 【履修上の注意・その他】

古典を中心に取り上げるものの、政治思想史の授業ではない。育児、介護、貧困、雇用、国際開発協力などの政策課題に関心を持つ受講者を歓迎する。授業は毎回延長するので、必要に応じて食べ物・飲み物等を用意して授業に臨むこと。

この分野に関連する研究テーマで大学院の受験を考えている人は、「Politics and Public Policy」(月曜1限、第二本部棟第三演習室)を聴講してもよい。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照)。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011437S	題目	商事信託法の諸問題			
担当教員	小野 傑 客員教授		曜限	水・5	教室	Y505演習室

#### 【授業の目標・概要】

80 余年ぶりに信託法が全面改正され、2007 年 9 月新信託法およびそれに対応する改正信託業法が施行されました。新信託法の下では、民事信託の発展も期待されていますが、受託資産数百兆円に上る規模にまで発展した商事信託は今後も信託の主流であり、また新たに導入された受益証券発行信託、限定責任信託、セキュリティトラスト、事業信託、自己信託、目的信託等についても、商事信託分野における活用が期待されます。

そこで、本演習は、いまだ未解決な法的問題も多い商事信託について、実務に沿った研究を進めることを目的とします。

なお、新信託法に関する文献は多数出版されていますが、特に購入する必要はなく、報告者に対しては、主要な文献を貸与することとします。

商事信託について理解を深めることは、金融関連の実務法曹を目指す場合、また金融機関等での活躍を志す学生にとって必須な素養です。

#### 【授業計画】

授業の進め方ですが、一般になじみがない信託制度につき演習参加者が基礎知識を得られるようにするため、担当教員より信託法の概説をします。その後、演習参加学生による商事信託に関連する研究テーマについての報告、その報告に基づく討論という形で進めたいと思います。

なお、商事信託に関する実務につき、演習参加学生のより深い理解を促すため、商事信託の実際の状況の視察、また信託実務に精通した外部の有識者をスピーカーとして招くことも予定しています。

#### 【授業の方法】

演習

#### 【成績評価方法】

授業への参加状況(出欠、発言等)、授業における発表、レポート等により総合的に判断します。

#### 【教科書】

コピー教材等を配付する予定

#### 【参考書】

#### 【履修上の注意・その他】

演習参加にあたっては、信託についての予備知識は必要ではありません。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照)。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011438S	題目	世界貿易の政治と法 (Politics of World Trade)			
担当教員	大島客員教授、岩澤教授		曜限	木・5	教室	19番教室
<p><b>【授業の目標・概要】</b>  Today, there is much talk about TPP, or Trans Pacific Partnership agreement negotiation among Japan and 11 other nations around the rim of the Pacific. This negotiation and the counterpart negotiation between the US and the EU, or the T-TIP, Trans-Atlantic Trade and Investment Partnership agreement, are the major movers of global trade and investment liberalization.  Why is this so? What has happened to the WTO, which is the primary institution representing the rules-based multilateral trading system, which worked well since the inception of the GATT, WTO's predecessor institution, established in 1947?  This course will study the world trading system since the establishment of the GATT, and its evolution. It will try to understand why in recent years multilateral trade liberalization negotiations, namely the so-called Doha Development Agenda, launched by the WTO members in 2001 have stalled, why FTAs have been proliferating around the world, in obvious cross-purposes with the WTO efforts, and why today TPP has become the major focus in the Asia-Pacific region.</p> <p><b>【授業計画】</b>  PART ONE: INTRODUCTION  Session 1: GLOBAL TRADE AND MULTILATERAL TRADING SYSTEM  Session 2: OVERVIEW OF THE CURRENT INTERNATIONAL TRADE POLICY ISSUES  PART TWO: MAJOR TRADING COUNTRIES and EU:  (Each "trade representative" will report on his/her respective country's trade structure (e.g. describe its tariff schedule), basic trade policy orientation, internal political structure relevant to trade policy formulation: 10 minutes each)  AUSTRALIA*, BANGLADESH, BRAZIL, CHINA, EU, INDIA, INDONESIA, JAPAN*, KOREA, MEXICO*, RUSSIA, SINGAPORE*, US* (Top 12 Trading nations and the Top LDC; * indicates TPP negotiation members)  Session 3: REPORTING; AUSTRALIA, BANGLADESH, BRAZIL, CHINA, EU, INDIA  Session 4: REPORTING; INDONESIA, JAPAN, KOREA, MEXICO, RUSSIA, SINGAPORE, US  PART THREE: TRADING SYSTEM ISSUES  (Trading-system issues will be discussed according to the topics assigned for the following three sessions. After an introductory explanation, students will report on his/her country's Trade Liberalization Strategy, such as priorities given to WTO/DDA, in particular sectors and areas of interest, FTA/EPA strategy, as well as importance given to regional cooperation.)  Session 5: Basic Principles: MFN &amp; NT; Commitments and Disputes (predictability and security)  Part I: General Discussions on topics for the session)  Part II: Reports from 4 developed members: AUSTRALIA; EU; JAPAN; US;  Session 6: From GATT to WTO via Uruguay Round; new areas Services, IP; Doha round  Part I: General Discussions on topics for the session:  Part II: Reports from "emerging economy" countries: BRAZIL, CHINA, INDIA, INDONESIA, RUSSIA  Session 7: Protectionism, Trade remedies, Regulatory measures (TBT and SPS)  Part I: General Discussions on topics for the session:  Part II: Reports from other major or important trading countries: BANGLADESH, KOREA, MEXICO, SINGAPORE</p>						
<p>PART FOUR: TRADE ISSUES  (Members will report on their respective industrial and trade policies in the three sectors of Autos / Agriculture/ Services with focus on their respective negotiating positions)  Session 8: REPORTING: CHINA; JAPAN; KOREA; US  Session 9: REPORTING: AUSTRALIA; BANGLADESH; EU; INDIA  Session 10: REPORTING: BRAZIL; INDONESIA; MEXICO; RUSSIA; SINGAPORE  PART FIVE: POLITICS OF MULTILATERALISM VS PREFERENTIALISM  Session 11: Discussion on the future course of trade liberalization, with particular focus on the WTO trade round and bilateral or regional preferential agreement negotiations)  Session 12: Discussion on TPP, T-TIP and other MEGA FTAs  Session 13: Discussion on the future of the multilateral trading system  ELECT or SELECT Chairperson for Mock Negotiations  PART SIX: MOCK NEGOTIATION  Session 14: FULL DAY? FOR MOCK NEGOTIATION  Session 15: POST MORTEM</p> <p><b>【授業の方法】</b>  The course will be organized as a seminar where students are expected to take active part in discussions.  Each student will be role-playing as a Trade Representative of one of the following important trading countries/entities and will engage in discussions on specific trade policy issues from his/her "adopted" country's perspective and, near the end of the course, take part in mock-negotiations.  The countries/entities to be represented are;  AUSTRALIA* BANGLADESH BRAZIL CHINA  EU INDIA INDONESIA JAPAN* KOREA MEXICO*  RUSSIA SINGAPORE* US*  (* indicates parties to TPP negotiation)  Depending on the size of the class, there may be more than one student assigned to a country/entity. No one will be assigned to his/her country of citizenship.  Throughout the course, students will make contributions to the class by reporting on their respective positions on various subjects and issues. Each member will make one short report and two 10-15 minute reports as specified above in the SCHEDULE.  In the penultimate session, students will engage in mock trade negotiation, which could be called "Informal Meeting of Ministers Responsible for Trade", to produce a consensus document providing the guidelines on various challenges facing the international trade and investment system.</p> <p><b>【成績評価方法】</b>  UT-Mate のシラバスを参照すること。</p> <p><b>【教科書】</b>  UT-Mate のシラバスを参照すること。</p> <p><b>【参考書】</b>  UT-Mate のシラバスを参照すること。</p> <p><b>【履修上の注意・その他】</b>  Good English to be able to write a solid term paper  他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1~4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。  (<a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/</a> 参照)。  履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

